

野々市市開発行為許可申請書等の添付書類一覧

添付書類		開発行為許可申請 (法第29条第1項)	建築着工承認申請 (法第37条第1号)	予定建築物の変更許可申請 (法第42条第1項ただし書)	建築物の新築等の許可申請 (法第43条第1項)	明示すべき事項等
		法令等に定められた様式の様式番号 法令等の関係規定(法:都市計画法 省:都市計画法施行規則 規:野々市市都市計画法施行細則 要:野々市市開発許可事務取扱要綱) ○:任意書式にて必要な書類				
1	申請書(届出書、協議書)	省別記様式第2号	規別記様式第17号	規別記様式第21号	省別記様式第9号	
2	公共施設の管理者の同意書 開発行為の同意書	規別記様式第1号				道路、水路、公園管理者等 土地改良区、町内会、生産組合
3	公共施設の管理予定者との協議経過書	規別記様式第2号				道路、公園、緑地、河川、水路、水道、下水道、消防用施設、ゴミ集積所、調整池等
4	設計説明書	規別記様式第4号				
5	工事施工区域内の権利者の同意書	規別記様式第5号				所有権、地上権、賃借権、抵当権等
6	資金計画書 <自己居住、自己業務(1ha未満)に供する場合は添付不要。>	省別記様式第3号				
設計図 (設計者の住所の記入及び記名押印又は署名をすること)	ア 開発区域位置図(付近の見取図) S≧1/50,000	○	○	○	○	区域の位置を表示した地形図
	イ 開発区域区域図(付近の見取図) S≧1/2,500	○	○	○	○	区域を明確にし、市界、市の区域内の町の境界、都市計画区域界並びに土地地番及び形状を明記
	ウ 現況図 S≧1/2,500	○	○	○	○	省第16条第4項参照 開発許可制度運用指針(制定平成26年8月1日国都計第67号)別表1及び別表2参照
	エ 土地利用計画図 S≧1/1,000	○	○	○		
	オ 造成計画平面図 S≧1/1,000	○	○	○		
	カ 造成計画断面図 S≧1/1,000	○				
	キ 排水施設計画平面図 S≧1/500	○				
	ク 給水施設計画平面図 S≧1/500 <自己居住に供する場合は添付不要>	○				
	ケ 崖の断面図 S≧1/50	○				
	コ 擁壁の断面図 S≧1/50	○				
	サ 開発区域の求積図 S≧1/600	○		○	○	地積測量図の写し等
	シ 実測図に基づく公共施設の新旧対照図 S≧1/500 <既存の公共施設がある場合に限る>	○				方位、境界、既存、新設の公共施設の位置、対象番号 色別(道路-新設:赤、既存:茶、廃止:黄) (水路-新設:緑、既存:青、廃止:空)
	ス 道路縦断面図 S≧1/500 <道路勾配が急であるときに限る>	○				測点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離
	セ 道路横断面図 S≧1/50	○				路面、路盤の詳細、雨水樹、取付管の形状、側溝の位置、形状、寸法、埋設管の位置、幅員、横断勾配
ソ 排水施設縦断面図 S≧1/500	○				マンホール記号、種類、位置、深さ、排水渠勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高	
タ 排水施設構造図 S≧1/50 <20ha以上:終末処理施設の図書添付>	○				構造詳細図(管渠、暗渠、マンホール、雨水樹、吐口)	
チ 防火水槽構造図 S≧1/50	○					
ツ 防災工事計画平面図 S≧1/1,000 <原則、1ha以上の造成の場合に添付>	○				方位、等高線、計画道路線、段切位置、ヘドロ除去位置、深さ、防災施設位置、形状、寸法、名称、流土計画、工事中の雨水排水経路、防災措置時期、期間	
テ 防災施設構造図 S≧1/100	○					
8	開発区域の現況写真	○	○	○	○	サービス版程度(2方向以上)
9	地籍図(公図の写し)	○	○	○	○	区域、公共用地の明示(赤道、青道等)
10	開発区域の土地の登記事項証明書	○	○	○	○	全部事項証明書
11	申請者の資力・信用を証する書面 <自己居住、自己業務(1ha未満)に供する場合は添付不要>	○				個人:住民票(印鑑証明があれば省略可)、納税証明書 ^{※2} 、その他 ^{※1} 法人:登記簿謄本(現在事項証明、電子可)、事業経歴書(宅地分譲の場合は宅建業免許証で可。自己業務であれば業務概要がわかるパンフレットなど)、納税証明書 ^{※3} 、その他 ^{※1} ※1 資金計画の根拠となる資料(残高証明、財務諸表、取引証明書、残高証明、融資証明など)を求める ※2 税目:市・県民税(直近2ヶ年分) ※3 税目:法人税、法人事業税のいずれか(直近2ヶ年分)
12	工事施工者の施工能力を証する書面 <自己居住、自己業務(1ha未満)に供する場合は添付不要>	○				法人の登記簿謄本(現在事項証明、電子可)、事業経歴書(類似工事経歴がわかるもの。過去1年程度)、建設業の許可証明書、その他 ^{※1} ※1 判断が非常に難しい場合のみ、その他(納税証明書、財務諸表、損益計算書等)を求める
13	設計資格を有することを証する書面 <区域面積1ha未満の場合は添付不要>	○				設計資格登録証(写し)又は卒業証明書、実務経歴書
14	流量計算書 <雨水排水協議基準に準じる>	○				面積が0.3ha以上(市)又は1ha以上(県)の場合、各々の基準に準じ添付
15	安定計算書	○				擁壁高1m以上のとき添付
16	委任状	○				申請手を委任した場合に限る。(正本のみ添付)
17	権利者の印鑑証明書	○				工事施行区域内の権利者の同意書添付
18	農地転用許可書(又は申請書写)	○				
19	承継の原因を証する書面					
20	権限を取得したことを証する書面					売買契約書の写し等 22とどちらか必要
21	建築物の配置図及び平面図	○	○	○	○	前面道路の関係を明記
22	土地の利用に関する権利を有することを証する書類		○	○	○	同意書(住民票の写し等(続柄がわかるもの)) 20とどちらか必要
23	開発区域の工事の状況及び建築工事との関係を示す書類		○			工事工程表ほか
24	他の関係法令に基づく手続状況を示す書類	○				道路法、河川法、農地法、文化財保護法、国有財産法、地方自治法等
25	公共施設工事完了届出書					公共施設を含めた全体が同時に完了の場合は添付不要
26	工事の廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書 <工事着手しない場合は添付不要>					既存公共施設の回復計画又は廃止による新設公共施設の完遂計画を明記
27	工事の施工状況が確認できる写真 <工事着手しない場合は添付不要>					サービス版程度 工事中の施工写真、工事完了写真
28	開発行為により築造された道路の維持管理者届	規別記様式第3号				
29	周辺住民等に対する説明状況報告書	規別記様式第9号		規別記様式第9号		隣地地主等(道路を挟んだ敷地は必要はないが、細い水路や農道を挟んだ隣地については、状況に応じて説明を行う) 要約書可(電子版可)
30	開発区域の隣接地における土地の登記事項証明書	○				
31	分家住宅の場合、農家分家であることを証する書類	○				耕作証明(10a=1,000㎡以上)、戸籍謄本、住民票の写し等
32	その他(個別書類)	○	○	○	○	土地開発事前協議書回答(写し)、土地開発予定地の埋蔵文化財回答(写し)、石川県土地開発審査会に付議されるもの、登記原因証明情報及び登記承諾書等

備考
1 開発行為許可申請においては、書類をつづる順序は、上記の番号順とする。
2 提出部数は、原則として、正本1部及び副本1部とする。